

16. 幼児教育・保育の無償化について

- 1号認定（こども園、新制度移行幼稚園）で、預かり保育を利用される方
- 新制度未移行幼稚園、認可外保育園（ベビーシッター含む）、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターを利用される方で無償化を受ける方が対象です。無償化を受けるには事前の申請が必要です（申請方法については P59 に記載）。

（1）利用する施設等と受けられる認定や上限額

以下の施設を利用する児童については上限の範囲内で無償になります。

* 「保育が必要な事由」を証明する書類については P33,34 参照

利用する施設	* 保育が必要な事由	児童の年齢	条件	無償化の認定区分	上限（月額）
新制度未移行幼稚園	ない	満3歳になった日から小学校就学前まで	-	1号認定 (法第30条の4第1号)	入園料・保育料：25,700円 (入園料は入園初年度に限り月額換算し含む)
		満3歳になった後の4月1日から小学校就学前まで	-	2号認定 (法第30条の4第2号)	入園料・保育料：25,700円 (入園料は入園初年度に限り月額換算し含む) 預かり保育：11,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	入園料・保育料：25,700円 (入園料は入園初年度に限り月額換算し含む) 預かり保育：16,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
こども園 移行幼稚園の 1号認定児童	ある	満3歳になった後の4月1日から小学校就学前まで	-	2号認定 (法第30条の4第2号)	預かり保育：11,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	預かり保育：16,300円 利用日数に応じ月額の上限に変動あり (450円×利用日数)
認可外保育施設 ベビーシッター 一時預かり 病児保育 ファミリーサポート		満3歳になった後の4月1日から小学校就学前まで	-	2号認定 (法第30条の4第2号)	保育料：37,000円
		0歳から満3歳になった後の3月31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 (法第30条の4第3号)	保育料：42,000円

※上記施設のうち、市町村による施設の確認をうけた施設が無償化対象となります。

※令和6年10月より認可外保育施設（ベビーシッター含む）において指導監督基準を満たしていない施設は、保育料無償化の対象外です。

※新制度未移行幼稚園の入園料・保育料が月額25,700円よりも低い場合でも、25,700円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。

【重要】

保育を必要とする事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、**年度途中で認定期間が満了日となった場合は、満了日の翌日以降は無償化の対象となりません。**引き続き無償化による利用を希望する場合は、保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、認定期間が満了となる前に本市のこどもみらい課に改めて要件確認書類をご提出ください。

認定期間満了日以降の手続きは、再度新規での無償化申請が必要です。

※保育施設を利用中にお引越しなどで、お住まいの市町村が変わった場合は新しくお住まいの市町村で、新たに認定を受ける必要があります。



(2)「施設等利用給付認定」申請方法

無償化の対象になるには事前の申請が必要です。

①提出書類

- ・認定申請書
- ・保護者の「保育が必要な事由」を証明する書類（P33,34 参照）

●3号認定（0～2歳クラス）を受ける方

- ・令和6年1月1日時点で他市町村在住の方は、申請書へ個人番号（マイナンバー）記入もしくは課税年の1月1日時点で在住していた市町村の課税証明書のいずれかをご提出ください。

***申請書様式は、市ホームページからダウンロードできます。**

②提出先

那覇市こどもみらい課（那覇市役所本庁舎3階 49 番窓口）
※書類がそろっていない場合や記入もれがある場合は、受理できません。
認定開始日は、**書類受理日**もしくは**入所日**となります。

③施設等利用給付認定通知書

申請後、認定された方には、施設等利用給付認定通知書を交付します。



(3) 3号認定の市町村民税額対象年度

年	令和 7 年										令和 8 年		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
課税年 収入	令和 6 年度の課税額が非課税である場合 (令和 5 年 1 月～ 12 月分の収入)					令和 7 年度の課税額が非課税である場合 (令和 6 年 1 月～ 12 月分の収入)							

- ・課税額の確認年度が変更になる際（令和7年9月）に課税世帯となった場合、無償化認定は令和7年8月末日までになります。
- ・保護者の課税情報が確認できない場合や収入申告を行っていない場合は、認定期間が取り消されます。
- ・保護者の収入が生活保護基準に満たない場合は、同一世帯の祖父母のうち収入が高い方の課税額を合算します。祖父母が非課税でない場合は、3号認定の対象世帯では無くなります。

(4) 保育料等の無償化の方法

無償化の方法として、現物給付と償還払いがありますが施設によって異なります。

①現物給付とは

上限の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要となります。

一時預かり、病児保育は「わらびん CHARIN」を使って簡単に手続きができます。

施設等利用給付認定通知書とわらびん CHARIN の画面提示で償還払いの手続きが不要となります。

※（わらびん CHARIN は、那覇市が開設したインターネット上の「モバイル認定情報通知システム」です。）

②償還払いとは

施設に保育料等を支払い、領収書と支援提供証明書をお願いします。この2つの書類と請求書等必要書類をこどもみらい課に持参し払い戻し申請をした後、上限の範囲内で保育料等が那覇市から払い戻されます。
必要書類はホームページでも確認できます。

- ※ 1. 認可外保育施設の支払方法については、施設によって異なるため各施設へお問い合わせください。
- ※ 2. 子ども・子育て支援制度に移行していない那覇市内の私立幼稚園の保育料は現物給付、預かり保育料は 償還払いです。
- ※ 3. ファミリーサポートセンターは償還払いです。（送迎のみの利用は無償化対象外）